さいたま市ゼロカーボンシティ共創推進プラットフォーム

地球温暖化対策検討分科会運営要領

(主旨)

第1条 この要領は、さいたま市ゼロカーボンシティ共創推進プラットフォーム分科会規程第11条の規定に基づき、地球温暖化対策検討分科会(以下「分科会」という。)の運営に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 本分科会は、市民への普及啓発及びさいたま市(以下「市」という。) のゼロカーボンシティ実現に向けた具体的事業の検討を目的として設置する。

(運営)

第3条 本分科会の運営は、市及び認定特定非営利活動法人環境ネットワーク 埼玉が協力して行う。

(実施内容)

- 第4条 本分科会は、第2条に掲げる目的を達成するため、以下の事業を実施する。
 - (1) 事業の具体化を目的とした会員間のマッチング及び情報共有に関する事業
 - (2) 市民への普及啓発を目的とした会員及び市民等の意見交換に関する事業
 - (3) その他、本分科会の目的を達成するために必要な事業

(その他)

第5条 この要領に定めのない事項については、両者協議の上決定する。

附則

この要領は、令和6年8月20日から施行する。